## 泊発電所 3 号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 技術的能力審査基準1.0.2(保管アクセス)について

泊発電所 3 号炉審查資料				
資料番号	資料1-8			
提出年月日	令和5年3月13日			

No.	条文	まとめ資料	比較表	適正化予定内容
		ページ番号	ページ番号	<u> </u>
以下,	No.1~5は,先行審	査実績の事例掲載に係る	適正化予定の内容を示す。	
1	技術的能力審査基準1.0.2	_	p1.0.2-16, 17	比較表p1.0.2-16の上から2段落目及びp1.0.2-17の上から2段落目について、泊は共通要因による影響を考慮しても同時に必要な機能が喪失しないよう必要セット数について、建屋と離隔してほかんする設計としており、伊方と同様の構文を用いている。 今後、比較表欄に伊方の記載を追記する。 【伊方の記載】 保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とするとともに、設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。
2	技術的能力審査基準1.0.2		p1.0.2-17, 19	比較表p1.0.2-17の上から3段落目及びp1.0.2-19の上から1段落目について、泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載しており、伊方と同様の構文を用いている。今後、比較表欄に伊方の記載を追記する。  【伊方の記載】 (a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対処において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。 (b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
3	技術的能力審查基準1.0.2	_	p1.0.2-17, 20	比較表p1.0.2-17の一番下の段落及びp1.0.2-20の上から2段落目について、泊は、必要セット数のみ原子炉建屋等から離隔を確保する方針としており、伊方と同様の方針としている。今後、比較表欄に伊方の記載を追記する。  【伊方の記載】 ・2セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備(空冷式非常用発電装置を除く)及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上離隔して保管する。 ・1セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備(空冷式非常用発電装置を除く)及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上離隔して保管する
4	技術的能力審査基準1.0.2	_	p1.0.2-18, 20	比較表p1.0.2-18の上から2段落目及びp1.0.2-19の上から3段落目について、泊は、予備については原子炉建屋等から離隔していない場所に保管することを許容しており、伊方と同様の方針としている。今後、比較表欄に伊方の記載を追記する。  【伊方の記載】 ・予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋又は空冷式非常用発電装置から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットから可能な限り離隔して保管する。 ・予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び放意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットから可能な限り離隔して保管する。
5	技術的能力審查基準1.0.2	_	p1.0.2-補足16-1	泊はあらかじめ法面に可搬型ホース接続配管を敷設しており、位置づけを含めて伊方と同様の状況である。 今後、比較表欄に伊方の審査実績を追加する。 【伊方の審査実績】 また、中型ポンプ車等による原子炉格納容器スプレイ及び使用済燃料ピットへの注水、大型ポンプ車による原子炉格納容器等への放水のための海水取水場所(EL.+10m)と注水先又は放水先(EL.+32m)との間の斜面に、海水送水用及び海水放水用の鋼製配管を敷設することとした。